

食安発第0215001号

平成19年2月15日

(最終改正:平成25年12月27日食安発1227第5号)

各  
〔都道府県知事〕  
〔保健所設置市長〕  
殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

### 対香港輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定について

標記については、昭和44年4月7日付け環乳第7024号により取り扱っているところですが、今般、我が国より香港へ輸出される牛肉については、香港食物環境衛生署との協議の結果、別紙のとおり「対香港輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱」(以下「認定要綱」という。)を定めることとしたので、御了知の上、関係営業者に対する周知及び指導方お願いします。

香港への輸出条件については、対米及び対カナダ輸出食肉を取り扱うと場等の認定要綱に下記の条件を加えたものであるので、下記事項を留意のうえ、その運営に遺漏なきようお願いします。

なお、「対香港輸出食肉の取り扱いについて」(昭和44年4月7日付け環乳第7024号)の記の1「対香港輸出食肉」の後に「(牛を除く)」と加えることとします。

### 記

- 1 骨格筋(横隔膜、頬肉、機械的回収肉等を除く)を分割し、骨を完全に除去したものであること。
- 2 とさつ前に、圧縮空気若しくはガスを頭蓋腔に注入する機器を用いたスタンニング又はピッシング何れの処理も行っていない30ヶ月未満の牛由来であって、生体検査及びとさつ後検査に合格したものであること。
- 3 とさつ、解体及び分割において、30ヶ月齢超の牛の脳、眼、三叉神経節を含む頭蓋、脊髄及び脊柱(背根神経節を含む)並びに全月齢の牛の扁桃及び腸全体が衛生的に除去されていること。
- 4 個体識別番号により、日本において生まれ、飼養されたことが確認できる牛由来であること。
- 5 施設の認定日以降にとさつ・解体が行われた牛由来であること。
- 6 香港輸出食肉を含む箱の包装はそれ以外を含む包装と容易に区別されるよう表示され、取り扱われること。
- 7 船荷証券( bill of landing )、マニフェスト( shipping manifest )等の船積書類には、「Product Meets Export Requirements for Hong Kong (製品は香港向け輸出条件を満たす。)」の記載があり、製品名と製品数重量を明示すること。